

高禮三尊申寅歲正月十日燬建義讓後付阮
 難輝良賈人以類聚結交男女進退逐棄
 及改糶今且執編籍已後街墮相見怨朱
 禮度或則各自家內有其乘福義濟為
 難若有云福之時便取主人指指不用車輦
 便難登離色物然事為運之務後各自議
 大效小刀難存禮不得毀博必而辭亂板
 譽充交三不及衆社臨事重有決窮立
 此時後校脚城始會便難近逐行不記衆
 不知故之此猶用為憑孔

梁請經長翟文慶
 請錄事梁遠崇孝宗
 崇泰三六
 高什德牛管
 梁義除楊添
 索降千
 盧志遠

陳進
 梁美後發
 梁美後發
 梁美後發
 梁美後發
 梁美後發



片影書文條立祖結日十月五年三福景宗昭唐見發煌燬
 (書文煌燬號九八九參第藏所館書圖立國國仰)

燉煌發見戊辰年正月廿四日坊巷女人團座商議立條合社文書影片

(佛國國立圖書館所藏第參四八九號燉煌文書)

大庚年正月廿四日坊巷女人團座商議立條合社高量為定各
自禁其死者勿過盡計須得各同不得怠慢或有怠慢者取文
後到守壹之用全不來者守半矣眾團啟除一拜有大人顛言對
浮醜醜此人不聽人言者自取洋壹之自法或有一致有凶事禁類
者告係錄事行文帖放各自競之二相實記錄人名目

錄事孔罔尔 虞猴安尔 社人連真 社人思子 社人福子

社人吳家女 社人連係 社人白連 社人滕子 社人育泰

社人字面 社人負意

右入社條件在後不承文帖及出社者守醜醜返

唐代の社邑に就きて(中)

那波利貞

五

斯くの如くにして唐代には所謂法社なるものも存在し、又義邑の流を汲める佛教信仰の組合なるものも存在したることは事實にして、而して兩者共に佛教信仰に緣由し、其の各々の特色も既に前に述べたる通である。今此の法社、義邑と、本編に於て問題とせる社邑或は邑社、又は單に社と謂ふものとを比較考察せむに、兩者は如何しても同じ性質の集合團體とは考ふことが出来ない様である。今その證據の二三を例舉して見ると、次の如きものがある。

(一) 先づ第一に擧ぐべきは、前掲の『全唐文』卷三十九所載の玄宗の『加應道尊號大赦文』にある私社である。「又閭閻之間。例有私社。皆殺生命。以資宴集」。とある以上は民間に於ける此の種の私社の設立は在々處々に遍ねく、その何れもが牛羊犬豚を屠殺して宴集の用に充てたことが知られ、此等の私社設立の目的及び其の事業の何たりしかはこれだけの文句にては明確に致し難いが、その事業の一にその團員の集まり飲食して親睦享樂することのありしことが知れることは前に述ぶる通である。

之を所謂法社に比較すれば法社は戒律を嚴守し屠殺を嚴禁するを以て重要な行の一とせるなれば、牛羊犬豚を殺して宴集の用に充つるなど謂ふことはあり得ない。これ此の私社の所謂法社と其の性質を異にせる團體たるの證據である。之を義邑、邑會の流を汲む社に比較すれば、義邑、邑會系統の社も佛教信仰を中心として在家の佛道信仰者と少數の僧侶とによりて成立せるものなれば、其の集會に當り公々然として牛羊犬豚を屠殺して之を食ふたとは考へられぬ。尤も在家の人々が團員の大多數なるなれば、酒肉を喫しても支障は無い譯ではあるが、義邑並にその系統の社には邑師の如き宗教的指導者もある程であるから、其の公會に、玄宗が詔令を發して其の殺生を禁ずる必要のありし程、殺生を爲して肉食を爲したとは考へられぬ。これ此の私社の義邑と其の性質を異にせる團體たるの證據であると思はれる。

(二) 第二は前述の通り私は夙に義邑、法社につきて尠なからざる興味を有して居つた者であるから、私が巴里府に滞在して佛國國立圖書館所藏の燉煌文書を調査中にも恒に此の種の史料に注意を致したる者であるが、結局私は社に關する唐代の史料として斷片的のものではあるが六十種を算へ得たのである。此の六十種の中の一に次の如きものがある。それは登錄番號第參六參六號の文書の紙背にあるものである。

社戸吳懷實。自丁酉年初春。便隨張鎮使。往於新

城。其乘安坊巷社內使用亡贈。懷實全新所有。罰責

非輕。未有排批社人。把却綿綾二疋。無物收贖。今又往新城。

今遣兄王七口承。比至懷實來日。仰兄王七追贈。或若社

衆齊集。破罰之時。着多少罰責地內所得物。爲充贈。罰

倍社。或若懷實身東西不

來。不管諸人。只管口承人王七身上。恐後無人承當

故勒口承人。押署爲驗

丁酉年 五月廿五日

□ 人 吳懷實

口承人 男 富 孛 孛

口承人 兄 吳王七 孛

右の文は當時の俗語や地方習慣語をも使用し、且つ教育程度低き庶民の爲に理解し易く書けるものである上に、處々に破損があり、甚だ解讀致し難いものであるが、私が判讀したる結果によれば其の

大體の意味は略ぼ下の如きものであらうと思はれる。即ち「或る社團の一員である吳懷實なる者が丁酉の年なる本年初春から張鎮使に隨行して遠く新城と謂ふ地へ往く事になつたが、從來彼の居住して居り且つ彼が其の一員である此の社團の存在したる乘安坊巷内の社團に於て團員死亡の時に贈るべく保管せる物に就きて、彼懷實は或る不都合なることを爲して居つて其の罰責は決して輕くないにも拘らず、何等の辨償行爲にも出て居らぬ。其の社團の凶事ありし家に分配も爲さない前に、彼懷實は却つて私に私用として綿綾二疋を把り去り尙ほ其の上に之を返濟辨償もして居らぬ。然るに今遠く新城へ往くことに爲つたのであるから、それで今度彼の兄なる吳王七なる者をして、彼の不在期間中の責任を負ふべき保證人たらしめて之を保證せしめることとする。彼が所用を終つて歸り來つたならば保證人たる兄の吳王七に督促せしめて何とか辨償せしめるが、或は若し彼の歸來せぬ前に社團の人々が不満を唱へて總會を開催し彼の問責處罰を相談することが起りたる時には、保證人たる兄の吳王七をして其の決議したる處罰の輕重に相應すべき物品を以て彼弟に代りて之を辨償せしめる。或は若し彼吳懷實が新城に往つたのを好機として將來永久に歸來せず東西に轉々逃れ廻る様なことが起つた場合には、勿論此の我々の社團に彼の與へたる損害の責任は社團の人々に在るのではなくして、保證人たる彼の兄の吳王七のみに在るのである。後日になりて種々紛争が起つてはならぬから、彼の出發するに先立ちて社團の人々一同より保證人たる吳王七に要求して本人及び保證人等をして此の立契に署名

せしめて以て後日の證據とすることゝする」と謂ふのである。

右の約束文書は吳懷實の出發前に社團の人々同席の上で製作し、吳懷實も承知の上之に署名し、又文句の上には明記されては無いが、事實上彼の子の吳富登も彼の兄吳王七と共に連帶保證人と爲つて居つて、何れも署名して居る。各氏名の下に有る奇字はそれ〴〵三人の花押で、「押署爲驗」とあるは三人の此の花押を署したことである。立契の本文は勿論、三人の氏名も蓋し文筆の心得ある他の者が執筆したるものであらうと思ふ。

此の文書の中に現はるゝ所を以てすれば、都邑の名は不明ではあるが、兎に角燧煌地方のある都邑内に乘安坊と稱する街があり、其の乘安坊内に或る一種の社團が組織せられて居つて社團の人員も若干あり、其の組合員を社人・社戸と稱し、吳懷實も社戸なりしことが知れる。社戸と社人とは同義異名なものか、異義のものであるかは、之だけでは不明であるが他の同種文書より歸納すると恐らくは同義異名であらう。而して此の文書は徹頭徹尾その社團の經濟上のことに關して記し、毫も佛道信仰のことには及んで居ない。之は文書の性質上當然であるかも知れぬのであるが、これが義邑の種ならばその指導者たる邑師も存する譯なれば、斯かる問題の起りたる場合には必ずや邑師が登場して調停役なり誓主なりと爲つて文書に記されなければならず、又その社團の人々は邑子とか邑人とか、法義とか、邑義とか稱呼せらるべき筈であるに拘らず、社戸とか社人とか書せられてある。而して此の種の

疑問を發せしむべき社文書は後に示す通り他にも存するのであるから、私は此の文書の成りたる乘安坊の社を以て義邑並に其の流を汲む佛教信仰の社と同質の社とは考へ難いと思惟する。矧んや法社と其の性質を異にせることも喋々を要せない。而して丁酉年五月廿五日とは前に私が此等『社司轉帖』の製作時代に就きて考證したる見地よりすれば、恐らくは唐の僖宗の乾符四年(西紀八七七年)丁酉年五月廿五日と推定するを以て妥當なりとすべく、一甲子繰り上げてても憲宗の元和十二年(西紀八一七年)丁酉年で、要するに中唐末・晚唐時代のものであり、乘安坊内の此の或る社團が中唐末・晚唐時代に存在せしことが明である。

(三) 第三に擧ぐべきものは同じく佛國國立圖書館所藏燉煌文書第參貳壹六號紙背及び同第參貳六六號紙背の根本史料にして、此の二者は父母を喪へる孤獨を啣ちたる點にて略ば類似して居る。即ち第參貳壹六號紙背のものは次の如き入社嘆願書である。

投 社 人 何 清 々 狀

右清々 不幸薄福。父母併亡。更無至親。

老婆侍養。不報恩德。忽爾冥路。敢見父母之恩。

須緇俗。聞宮□□一。幸諸大德和尚等。

攝衆生之□意。□□慈深矜捨。小者欲同接

禮。後入社者一□使□。伏望三官祿事。與賜

以名。伏請 處分。

右には誤字もあるが、大體の意は孤獨を啣てる爲、社邑に加入して交際を廣め樂しく生活を爲した
いと謂ふ願書である。制作の年代は明ならざるも紙表の『念佛讚文一卷』には沙門法照集とあり、而し
て法照は唐の代宗(西紀七六二——七七九年)德宗(西紀七七九——八〇五年)時代即ち中唐時代に五臺
山・太原・長安地方にて彌陀念佛敎を宣揚したる著名の僧なれば、紙背の此の文書がそれ以後の中唐
後半期より、晚唐時代の文書たること疑を容れぬ。祿事は録事の誤記であると思ふ。次に第參貳六六
號紙背のものは次の如きものである。

投社人 董延進 右延進。父母生身並無在。

有空過一生。全無社邑。金過貴社。

欲義投入。追凶逐吉。伏望三官。乞似。

數名入案。於條□聖追逐。不敢

不身。伏請 處分 △年△月△日 社

子董延進謹狀。伏禮請會入。

右は年紀の記載は無いが、やはり中唐晚唐時代のもので、董延進なる者が或る社團に入社すること

を願へる書である。俗語や當字アテもあり、第二行目の下より第四字目の金〇の字は恐くは今の字の誤字で、第三行目の義〇の字は擬、第四行目の數〇の字は收〇の當字アテであらう。さて此の願書の大意は「董延進は生れながらにして父母在まらず、自然教育を受けられず、空しく一生を過ごし來り、且つ社邑なく淋き生活である。今あなたがたの組織せる社團あるを知つて、參加して世間並の吉凶の交際を爲して賑はしく楽しく生活致したいと思ふから、何卒此の社團の幹部たる三官の方々には私の願を御許容下さつて入社候補者の名簿の中へ御加へ下さらむことを願ふ、團員としての交際上は勝手氣儘は致しませぬから、何卒御許可ありたい。」と謂ふのである。此の文を見て注意すべきことは前半の父母無き爲に淋しく暮し教養も無く又社邑も無いと謂ふ點で、此等の文の半面には社邑に參加し居れば孤獨を啣たずして楽しく此の世に生活出來ると謂ふことを暗示して居ることである。又その社の幹部の人を邑師とか邑長とか邑主とか邑維那とか稱せずして之を三官と呼べることは注意に値する。斯様な譯であるから、此等の文の社邑とは必ずしも佛教信仰を中心とするものでなければならぬ筈はない。その「追凶逐吉」とは社團の人々の吉凶交際のことを謂へるもので、つまり社員間の懇親なる交際であり、懇親なる交際を得て生活の孤獨を慰むる爲に何清々や董延進自ら入社を希望したのである。然らば此二文の社邑は一種の親睦交際機關にして、中唐晚唐時代郷閭の間に斯くの如きものが存在したる證據である。

(四) 第四に擧ぐべきは同じく燉煌文書佛國第四六五壹號のもので次の如くある。

投社人 張願興 王祐通

右願興祐通等。生居末代。長値貧門。貪^{マ、マ、}叫社。

不恠禮節。今見龍沙貴社。欲疑^{マ、}投取。伏

乞

三官。收名入案。合有入社格禮。續便排倫。

特賜 處分。

牒 件 狀 如 前。謹 牒。

右も入社の願書であつて、俗語や當字^{アテ}があり、第三行目の下より第四字目の疑の字は恐くは擬の字の當字であらう。其の大意は「張願興と王祐通の二人は生れながら此の澆季の世に當り成長の後も貧窮に生活し教養も出來ずして、禮儀とか節義とか謂ふものに對して少しも心を留めなかつた。只今龍沙の貴社團あるを知つて入社致したいと思ふから、何卒、貴社の幹部たる三官の方々には、我々の氏名を入社候補者の中に御數へ入れ下さつて、若し我々に入社の資格がありますならば、續いて社の員に御入れ下さい。特別に御詮議下さい。願書右の通り謹んで御願申す」と謂ふのである。この願書にても注意すべきことは、人物に於て入社資格ありや否やを強張して居つて、佛道信仰心の厚薄如何が毫も問題とせられて無いことであること及び此の社の幹部を呼ぶに前掲の願書と同じく三官と謂つ

て居ることである。これも此の文面だけで見ると義邑や所謂法社とは其の性質を異にせる一種の社團の様に見取せられる。

(五) 第五に擧ぐべきは同じく佛國第參九八九號のものである。

景福三年甲寅歲五月十日。燉煌義族後代_下呪郎。

雖擇良賢。人以類聚。結交朋友。追凶逐吉。未

及政條。今且執編條。已後街懼(〓衢)相見。恐失

礼度。或則各自家内。有其衰禍。義濟急

難。若有凶禍之時。便取主人指擣。不問車輦。

便雖營辦色物。臨事商量。立條後。各自識

大放小。切雖存礼。不得緩慢。如有醉乱拔

拳。充突三官及衆社。臨事重有決罰。立

此條後。於鄉城恪令。便推追逐行下。恐衆

不知。故立此條。用爲憑記。

衆請社長 翟文慶 文 衆請社官 梁海潤

請錄事 卮彦宗 彦宗 梁加進 進

索	康	三	卒	陳	江	慶	又
高	什	德	什	張	若	綠	資
梁	義	深	義	梁	海	俊	小
索	澤	子	呂	渾	盈	子	十
盧	忠	建	玄				

景福は唐の昭宗の元號にして景福三年(西紀八九四年)は實は乾寧元年なれば、此の文書は唐代末期のものたること確實である。これは確に社邑組織に關する文書にして、社に加盟の人々は途上にて邂逅の際も親密なる挨拶を交換すべく、相互に吉凶事ある際は其度毎に相談して適當に慶弔の意を表し、相互扶助を爲すべく、殊に小我を棄て、大道に就く心掛を要すべく、若し會員にして醉亂して社盟の幹事なる三官即ち社長、社官、録事や衆社即ち加盟の人々に暴行などする人の起る際は臨事相談して處罰すべく、已後郷域に於て社則を嚴守すべきことを公示したるものである。以て此の社邑設立の本旨目的の如何なるかを知るに足るべく、即ち成人の修養團體、親睦團體、品性向上主義の團體である。衆請社長、衆請社官の衆請は參加會員全體より推舉したるの意なるべく、請録事の請も同じ意であると思はれる。此の文書は珍らしくも年紀明確なれば貴重なる社邑史料である。現今にては十三人の會員であるが、逐次同志を集めて擴大する意向なるべく、殊に景福の年號の明示されあるのみならず、

その會員の中に一人も僧侶の無きことは之が佛教に關係なき社會民衆的のものたることを極めて明確に證せるもので中唐晚唐時代の社邑の實質考定上特別に注意すべき貴重資料であると思はれる。各自が姓名の下に自署して規則嚴守を誓へるも興味ある。録事の氏名は二重書であるが汜彥宗と思はれる。(六) 右と類似のものが大英博物館所藏のスタイン氏將來文書第壹四七五號紙背文書貳拾通中の第四番目にある。

社司 狀上

右奴子等。先無兄弟姊妹男女至親及遠行

條件_下。今曰李子榮齋對。社人商量。

從武光暉遠行及病損致酒。社人置條件。

社內至親兄弟姊妹男女婦遠行廻及亡逝。人々

助借布壹疋_下。遠行壹千里外去日。緣公事。送

酒壹瓮。廻日_下。置酒兩瓮。如有私行。不在送

限。請依此狀爲定。如後不依此狀。求受重罪。請處

分。如有重限出孝。納酒兩瓮。

牒 件 狀 如 前。 謹 牒。

申年五月 日

社人 王奴子等牒

社人 李明俊 李

社人 王奴子 秀

社人 安庭光 光

社人 馬榮國 洵

社人 楊元進

社人 羅光進 進

社人 張進門

社人 李 子

社人 張溫日 弋

社人 楊懷興

社人 等マ進

社人 張進門
社人 李 子
社人 張溫日 弋
社人 楊懷興
社人 等マ進

右は年紀無きも中唐晚唐頃のものなるべく「從來親睦組合として此等十三四人の交際團體は存したるが、諸種の場合に於ける規定が嚴定されて居らなかつた。曩に社人の一人なる武光暉の死亡したる爲に弔慰贈呈の金穀を醸出したる以來懸案と爲れることを、今回社人の一人李子榮の法要に社人一同

の集合したるを機會として、將來の爲に、規定を定め、社人の兩親兄弟姉妹妻子を限り、遠行、遠歸、亡逝の際、社人各々布壹疋宛を醸出して贈呈以て經濟的共同助力を爲し、更に遠行一千里以上にして公務の場合は酒壹瓮を、歸りし日酒兩瓮をそれ〴〵社人一同の名の下に贈りて送迎の誠意を示し、私行の場合は必しも爲すに及ばず、今後之を以て規約とする。出孝の場合は酒兩瓮を其家に贈る」と謂ふ意である。此の場合前に私の指摘した韋挺の『論風俗失禮表』の中に所謂出孝のことがその條件の一に加へられあるは實に興味深いことである。つまり所謂出孝と稱して葬儀執行後、隣里の人々其の家に會して會食會飲する親睦懇親會の時代的習俗が、經濟的相互扶助機關にまで發達したる社に於ても其の行事事業の一として加へられありたることを自證して居るのである。而して此の規約制定の契機を作りし武光暉の死亡の際の臨時處置の事情は同じく英國にあるスタイン氏將來文書第壹四七五號紙背文書二十通中の第三番目のものに次の如き回章が遺存して居るにて之を明にすることが出来る。

五月廿三日與武光暉起病稟。仰人各粟貳斗。並明日辰時。於趙

庭琳家納。如違不納。罰酒半瓮。五月廿一日趙庭琳諮 璘。

社官李四兒^知 王奴子^知 安庭光^知 馬榮國^知 楊可進^知 羅光進^知 劉元振

張進暉^知 常進卿^知 王榮朝 楊懷興^知 成千榮^知 張溫日 李子榮^知

右の知の字は此の回章を回覽して承知賛成したる印として各人の記入したるもの、知の字の無き人

は不賛成者か又は旅行中などで此の回章を見ずして終りし人かであらう。此の際賛成したる社人は各々粟貳斗宛を醸出して趙庭琳の家に集めて以て武光暉へ贈つたもので發議世話人は趙庭琳らしい。諮の字の下の璘は趙庭琳の自署花押であらう。而して武光暉の時賛成したる社人の一人李子榮が次で死亡し、その際にも臨時商議して麥を醸出して李家に贈つたらしい。其の證據は同じく大英博物館にあるスタイン氏將來文書第壹四七五號紙背文書貳拾通中の第二番目に次の如く見ゆる文書である。

社司 狀上

五月李子榮齋不到人 何社長。 劉元振並齋麥不送。 他

不送麥 成千榮。 行香不到 羅光進。

右前 件人 齋及麥 行香不到。 准條合

罰。請處分。

牒 件 狀 如 前。 謹 牒。

申年五月 日 趙庭琳 牒

附錄准條處分 庭璘

廿一日

斯くして賛成者は參加し、不賛成者は脱會し、結局李子榮の齋日、社人會合の機會に規定したこと

を認めたる者は王奴子等十三人であるが、十三人は恐くは何れも戸主で、實際此の社邑の慶弔迎送の施行範圍は社人の兩親兄弟姉妹妻子に及ぶなれば、準會員を加ふれば少くとも八九十人以上の人々の相互扶助社交團體たる譯である。而してこれにも僧侶は一人も組合員として參加して居らず、佛教信仰の爲の法社・邑會の種に非ざること明確にして、純然たる庶民大衆の親睦組合、經濟的相互扶助組合である。此等文書所見の粟・粟は粟が正字でヤハラメルの意より慰めるの意に用ひたものであらう。

(七) 第七に擧ぐべきは佛國にある第參四八九號のもので次の文面である。

戊辰年正月廿四日。往(往)雇坊巷女人。團座高(高)儀(儀)議(議)。立條(條)合(合)往(往)社(社)。高(高)商(商)量(量)爲定。各

自禁(禁)榮(榮)營(營)生。死者納麩壹(壹)斗(斗)。須得(得)齊(齊)同。不得怠慢。或若怠慢者。捉二人

(後)到。罰(罰)壹(壹)角。全不來者。罰(罰)半(半)瓮。衆圍破除。一或有大人顛(顛)言到儀(儀)議(議)。

罰(罰)醴(醴)酏(酏)送(送)筵(筵)。小人不聽(聽)丞(丞)人。罰(罰)羯(羯)羊壹(壹)口。酒壹(壹)瓮。一或有凶事(事)榮(榮)

營(營)親

者告保。錄事行文帖放。各自兢々。一一指實。記錄人名目。

錄事孔問小 虞候(候)安問小 社人連眞 社人恩子 社人福子

社人吳家女 社人連保 社人富(富)連 社人滕子 社人員泰

社人子^ト畜^ト(^一畜) 社人員意

右入社^ト條^ト(^一條)件。在後不承文帖及出社者。罌^ト(^一罌)罰^ト(^一罰)醴^ト(^一醴)飫^ト(^一飫)筵^ト(^一筵)。

右の團座商議立條合社文書も當時の俗語を使用し、教育程度の低き人の筆に成りたるもの故甚だ解讀し難き箇所多く、且つ當時民間通行の通俗字を慣用しある爲全く讀み得ざる文字もあるが、私の見る所を以てすれば、此等通俗難解の文字は略ぼ括弧の下に記するが如きものには非ざるかと思ふのである。

先づ第一行目上より第九字目の字は袿とあるが、人偏を行人偏としてイをイに作る當時の通俗習慣あること此の文書の中に習見する條を條に作る例の如きに互審參稽すれば、此の疑問の字の偏はイとも解せられ、また此の文書のみならず、一般に中唐晚唐時代の文書に社を袿、土を主に作る風ありて一畫を増す風習あるに徴すれば此の疑問の字の旁の圭は主とも解し得て、結局住の字と判讀せられ、住坊巷女人は町内居住の女子となるのであるが、此の疑問の字の偏は遼にイと決定し難く、文字全體を通觀すればウの下に圭の字、即ち袿の如き文字であるから、私は之を雇の字に解せむとする者である。雇は今日にても書簡文の略草書にては衤に作ることもあり、此の文書の第一行目の第十六字目の高、第二十字目の合が前後の關係より見て正しく商・合の通俗字なるに參稽すれば、此の疑問の文字は雇の字と判讀するのが妥當であらうと思ふ。第二十三字目の量は量なること考證を要せぬ。

第二行目、上より第二字目及び第四行目の下より第二字目の禁の字は禁の字か、榮の字か全く判讀に苦しまされる文字で、まさか禁の字ではなからう。禁なればマツルで意義が通せぬ。私の見る所を以てすれば、これはやはり榮の字で實は營の字の當字であらうと思ふ。私が『支那佛教史學』、第二卷第二號所掲の拙稿『梁戶攷』中篇に既に引用紹介したる通り、佛國國立圖書館所藏燉煌文書第參七四五號紙背にある『三月廿八日榮小食納油麩數』なる民間文書は、宋江進・宋懷慶以下九人の人の小集會食の文書であるが、これに榮小食とあり、此の榮は營の字の意義なれば、榮を以て營の字に通用する民間的習慣は中唐晚唐時代に普通の現象なりしものと察せられる。而して疑問の禁の字を榮即ち營と判讀すれば「各自榮生」は「各自に生活を營む、各人世渡りをする」の意となり、「或有凶事禁」は「組合員の中に人の死亡したる爲の凶事の營事イホトコトあらば」の意となりて、何れに於ても意味が疏通する様に思はれる。同行上より第九字目の斗が斗即ち斗の字、第十二字目の壹が齊の字の中晚唐時代民間通俗字なることは多くの燉煌文書に習見する實例より歸納して疑の無いことである。

第三行目、上より第三字目及び第十字目、第四行目の第一字、第十一字目、第九行目の下より第四字目の罨は罨即ち罰の字の民間通俗字である。罰が正字にして既に罨が俗字なるに更に之を略したる罨の字あるは興味がある。同行の罰の字の次には各々酒の字を故意に省略したるか、無意識的に脱落したるか、兎に角酒の字の有るべき筈のものたるは、本編第四節に紹介したる多數の『社司轉帖』の類

例に互審して疑を容れ能はざることであると思ふ。第三行目の下より第四字目の頭は顛の字、儀は議の字であらう。

第四行目の上より第四字目並に第九行目の最下部の選の字は、多数の燉煌文書調査の結果より歸納すれば蕙の字の通俗字にして蕙は即ち筵の字で坐席の意である。體はアマザケ、賦は月偏の賦に非ずして酉偏の賦なればこれ亦サケの意なるべく、體賦筵とは一席の宴會の意たるに相違なからう。同行の上より第九字目の彳は、私の見る所を以てすれば丞の字なるべく、ウク・ウケツグ・ノミコムの意にして、丞は古くより承の字に通じ用ひらる。一例を示さば『史記』卷一百二十二、張湯傳に「於是丞上指、請造白金及五銖錢」などあり、武英殿版には承に作つてある程で、丞承の通用は珍らしからず、私が『支那佛教史學』第二卷第一號に公にせる『梁戶攷』上篇に引用せる如く、佛國第貳〇四九號紙背の『同光三年正月淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』にも『長興二年淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』にも會計引繼の文句に「丞前帖」とあり承前帖の意である。然らば「小人不聽丞人」とは「小女にして此の社の規約を聽き承けない人は」の意となりて意義が疏通する。

第六行目の候が候の字、第七行目、第八行目の岳の字が富の字の中晚唐時代に於ける民間通俗字たること、これ亦多数の燉煌文書より歸納して疑の無いことである。而して雇坊巷は前掲(二)の吳懷實契文に乗安坊巷と見ゆる類例あるに參稽すれば街名とも見えるが、此の儘にては雇は動詞に讀まなげ

ればならぬ。脱字でもあるか。私が判讀する所に據れば此の文書は女子が或る一社團を設立せしことを謂へるもので、其の大意は略ぼ次の如きものではなからうかと思はれる。即ち「戊辰年正月廿四日に或る坊巷の家々に雇はれて居る女子等が或る一社團を組織せむと欲して一處に集合して胥謀り、社の規則を立案して社團を組織し、適當に相談して規定を定めた。社員たるべき者は社員に死亡者の有つた場合毎に、各人麩壹斗宛を醸集して贈り葬を助ける。各員一齊に之を實行する。遲滞して怠つてはならぬ。或は若し遲滞怠るある者は、最も遅く遅れ到つたもの二人を處罰する意味で二人に罰酒壹角を課する。全然參加せざりし者には罰酒半瓮を課すると共に社より除名排斥する。或は大人にして言を讎し約を破る者あらば其者をして處罰の意味に於ける一席の酒宴を開催せしむることとし、弱年なる者にして約定を履行せざる者あらば罰として羯羊一疋と酒壹瓮とを課する。或は凶事の營あらばその近親者が組合に通告し社團の書記役のものが回覽の文帖を作つて組合員へ廻附せしめることとする。社員各自は奮勵して一々規定を實行せなければならぬ。社員の名を録すること左の通である。書記役は孔問、副書記役行者は安問、社員は連眞以下員意に至る〔十名、書記役・行者を加算して組合員總計十二名である。〕右に述ぶる所は我々の社團に加入する者の實行すべき條件にして、入社して後日に、回章を以てする要求を承諾せなかつたり、或は社の會合に出席せなかつたりする者には、罰として社員一同の爲に一席の酒宴を開かしめる」と謂ふ意味の様に思はれる。而して録事孔問小・虞

候安間小とある小の字は、本文の中に或有大人顛言到議及び小人不聽承人とあるより觀て小人の意なるべく、錄事・虞候共に組合員十二名中の年少者なる少女にして、其の他の者は大人なりしものではなからう歟。これは要するに或る町内の家々の婢女等の設立せる親睦組合にして、その世話人・行走人には用務の煩を厭はざる少女二人を推薦して居るものかと思はれるもので、甚だ興味ある根本史料であると思はれる。

此の記録に明記せらるゝ戊辰年は、前に幾多の『社司轉帖』の製作時代を考定したる考據と、斯くの如き民間組合が社と稱せられて廣く世間に設立せられたる時代の風潮とより考ふれば、恐くは唐の宣宗の大中二年(西紀八四八年)戊辰年か後梁の太祖の開平二年(西紀九〇八年)戊辰年かの何れかなるべく、唐の徳宗の貞元四年(西紀七八八年)戊辰年までは溯り得ず、北宋の太祖の開寶元年(西紀九六八年)戊辰年までは降り得ざるものであらう。何となれば佛國に在る多くの『社司轉帖』の時代が前述の如く概して宣宗の大中年間(西紀八四七―八五九年)懿宗の咸通年間(西紀八六〇―八七三年)より僖宗の乾符年間(西紀八七四―八七九年)に亙る間のものが多いと觀らるゝからである。蓋し此の立社文書が中唐末・晩唐時代のものたるは略ぼ妥當なる推定であらう。

却説此の立社文書を熟讀して特に注意せらるべきこと三點あり。第一はその同志組合の者の珍らしくも悉く或る坊巷内の家々に雇傭せらるゝ婢女等なることで、恩子・福子・蔭子の如きは我が國の婦

女子の名に類似するものとも謂へる。名の明ならざる者には吳家女とあり、吳氏は此の婢女の雇傭主の氏名かと察せられる。こはつまり雇傭主の吳家が善く知られて居る爲に斯く記したるものと思はれ、必らずしも此の婢女の氏と見る必要はなからう。何となれば、他の婢女等は概して氏を示してないからである。連眞・連保・富連・員泰・員意は尼僧の名の如くにも見えるが、唐代の女人の名は概して此の種のもの多く、私が『歴史と地理』第參拾參卷第二號にて紹介したる佛國第參參五四號紙背の『燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍殘卷』を通覽しても、妙音・妙仙・尙眞・妙眞・惠日・仙兒・廻子・沙門・法娘・无尙・勝先・放純・妙果・法力・寄生・眞眞・妙光・僧娘・法戒・神戒・妙尙・无尋などの如く、俗人にして如何にも尼僧名らしき名を有せるものが多い。同じく唐代の燉煌地方のことなれば、此の立社文書に連眞・連保・富通・員泰・員意などあるも怪しむに足らず、何れも被雇傭俗人女子であると思はれる。

第二に注意せらるべきことは此の組合組織が佛教信仰に基けることの毫末も文面に現はれ居らざることで、こは全く俗人の俗社會に於ける親睦組合・相互扶助組合である。常年春座厨席にも全然關係なき組合と思はれる。第三に注意せらるべきことは、私の解釋にして過誤無しとすれば、その組合員に大人と小人とを混合せることにして、これは蓋し、其の坊巷内と謂ふ地域的制限と、被雇傭の婢女と謂ふ身分的條件とより、その資格ある女子を悉く網羅したるに緣由するなるべく、勿論小人と謂ひ

ても十三四歳を下るものには非ざるべきが、社約違背の場合、小人なる時は宴席の開催も出来まいとて、その代りに羯羊一疋・酒壹瓮づつと謂ふ宴席開催の必需品を課することを以て此の社に加入することを許してあるのが興味ある。

次に其の立條の規約は罰則をも加へて計四箇條あり、即ち組合員の人の凶事の場合の金穀醸出贈呈と、之を怠る者の爲の罰則と翻言不履行の場合の罰則と、組合員の家凶事の營のありし際之を知りし親しき者が早速組合本部へ通知し、世話人が至急回章を以て組合員一同に通知することである。之を義邑に比較すれば造像の目的も無ければ佛寺と何等の關係をも有せず、社員は右の十二人にして、社人と稱して邑子・邑人・法義・邑義などと稱せず、邑主・邑長・邑維那・邑師なども存在せず、純然たる俗人女子の一小社團で、而かも婢女のみ組織せるものである。之を法社に比較すれば全然其の本質を異にせること喋々するを要せぬ。

(八) 大英博物館所藏スタイン氏將來燉煌文書第五八壹參號に次の如きものがある。

社 司 轉 帖

二月坐社 泥子昇

右伴人坐社。人各助麥一斗五升。粟二斗。

其麥粟。請限今月廿日至夜。送納。如違

不送。其物倍。其帖速遞。不得停留。

如有停帖者。准條科罰。二月十八日索

不採帖。

社官

宋知

社長

張知

〔以下 闕文〕

右にも年紀の徴すべきもの無けれども、遅くとも晚唐時代のものであり、社長張以下の餘白には帖文と同じ高さに此の社邑の組合員の氏名を連記しありしものなるべく、宋知張知の知の字は先づ社官と社長とが此の回章を回覽して承知したることを示す各自の自書であらう。坐社は社に仲間入りしたることを意味し、某年二月に入社して組合員と爲りたる犯子昇の爲に、組合員一同が麥一斗五升、粟二斗宛を醸出して犯子昇の入社披露の宴を助け同時に之を以て歓迎の宴集とでも爲すのであらう。これなども純然たる社交のものらしく、佛教信仰に關係あるものとは觀られぬ。

六

私が茲に紹介したる右の(一)より(八)に至るまでの八種の『社司轉帖』其の他の文書を通覽して先づ感ずることは、普通の義邑・邑會に於けるが如く文書の内容が佛教信仰に關係して居らぬことである。

(一)の如きは全く同志會合宴集懇親を謀る爲のものであり、(二)の如きは全く社人の一員の不都合な行爲に對する財物的辨償約束文書であり、(三)(四)の如きは或は世俗的の交際を欲し或は孤獨を慰めて一生を樂しく生活せむ爲に或る社の團員に加入せむことを希望せる願書であり、(五)の如きは立社の趣意書であるが全然佛教信仰に基かざる結社なることを表明せる文書であり、(六)の如きは組員の至親兄弟姉妹男女婦の遠行、歸來、亡逝の場合の贈與に對する組合員醸出額の相談文書であり、(七)の如きは或る町内の下婢等が親睦と相互扶助救濟とをのみ目的として社を設立せる文書であり、(八)の如きも佛教信仰の色彩無く、その何れにも造像の爲の金品醸出とか、佛教信仰を中心とせる爲の社團設立とかのことが秋毫も見えて居らぬ。要するに純粹の世俗的のもので、俗人の社團であり、俗人の親睦組合である様である。又その社員の数も(六)の如く僅に十四人、(七)の如く僅に十二人ばかりのものにして、概ね金石文に見ゆる普通の義邑・邑會に於けるが如き、少数にしても四五十人一團、大なるものに至りては二百人五百人乃至一千人一團と謂ふが如き大規模のものには非ざるが如く、社員の少数なる爲もあらうか、其の團結力は比較的強いらしい。或は團結力を強くし懇親を濃かならしむる爲に、初より少数を以て組織したるものとも考察せられる。また邑師の如き僧侶が在りて社員の佛教的教化指導を爲したる痕迹も見當らぬ。

次に感ずることは、社邑或は邑社と稱しながら、其の團員を義邑・邑會に於けるが如く之を邑子・

邑人・法義・邑義などと稱せずして、等しく之を社人と呼び、社團の事務指導を爲す幹部の者を義邑・邑會に於けるが如く之を邑主・邑長・邑維那などと稱せずして、等しく何れの投社の願書に於ても之を三官と稱して居ることである。所謂三官の如何なるものなるかは遽に之を明確に知り難い。從來所傳の書籍上の記載に於て、此の種の唐代の佛教信仰を中心とせざる社の幹部と推想せらるる名稱の現はるるものは甚だ稀有にして、寡聞不敏なる私の今日までに知れる限に於ては社官三老の名稱のみである。しかも此の社官三老の現はるる文獻は唯一種しか發見して居らぬ。それは『太平廣記』卷二百五十二、談諧八の條に『千字文語乞社』と題して掲げらるる次の社祭文である。

敬白。社官三老等。切聞政本於農。當須務茲稼穡。若不雲騰致雨。何以稅熟貢新。聖上臣伏戎羌。愛育黎首。用能閏餘成歲。律呂調陽。某人等。並景行維賢。德建名立。遂乃肆筵設席。祭祀蒸嘗。鼓瑟吹笙。絃歌酒讌。上和下睦。悅豫且康。禮別尊卑。樂殊貴賤。酒則川流不息。肉則似爾斯馨。非直菜重芥薑。兼亦果珍李柰。莫不矯首頓足。俱共接盃舉觴。豈徒戚謝歡招。信乃福緣善慶。但某乙某。索居閒處。孤陋寡聞。雖復屬耳垣墻。未曾攝職從政。不能堅持雅操。專欲逐物意移。憶肉則執熱願涼。思酒如骸垢想浴。老人則飽飫烹宰。某乙則饑厭糟糠。欽風則空谷傳聲。仰惠則虛堂習聽。脫蒙仁慈隱惻。庶有濟弱扶傾。希垂顧答審詳。望咸渠荷滴歷。某乙則稽顙再拜。終冀勸碑刻銘。但知悚懼恐惶。實若臨深履薄。

出啓
顏錄

『太平廣記』の編者なる宋の李昉はその出典を明示して『啓顔録』に出づるとせるが『啓顔録』の著者は唐の侯白なれば、此の社祭文が唐代のものたるを知るべきである。一讀して分明なる通り庶民大衆的なる通俗文にして、梁の周興嗣次韻の『千字文』の文句を面白く活用せるも、その通俗的臭味の溢るるを覚えしめるに充分で、雲騰致雨とか、閏餘成歲律呂調陽とか、菜重芥薑とか、果珍李柰とか何れも『千字文』の句で一々之を説明する迄もなからう。また之が土地神なる社の祭には關係あらむが、佛教信仰に基く社のものに非ざることば片言隻句も佛教に言及せざるにて之を知るべく、却つて肆筵設席、鼓瑟吹笙、絃歌酒讌、上和下睦と謂ひ、酒は則ち川の如く流れて息まず、肉は則ち蘭に似て斯くの如く馨しと謂ひ、接盃舉觴、矯首頓足と謂ひ、社の祭を中心として百姓の親睦懇親和樂歌唱飲食の有様が躍如として居る。此の社官三老は『左傳』などに見ゆるものや、郷官としての三老や三老五更の三老の意には非ずして、此の社の幹部を指すと思はれるが、但し之のみにては其の詳細は猶は不明である。然るに私が英佛兩國に於て閲覽したる燧煌發見史料の中の佛國の分六十種・英國の分四種合計六十四種の社に關する文書を通觀して歸納的に當時の世俗習慣を考察すれば、蓋し社の三官とは或る場合には社官・社長・錄事の三者を指して謂ひ、或る場合には社官・社長・社老を指して謂へるもののかと、『啓顔録』の『千字文語乞社』の社祭文の社官三老も此の種のものかと推察し得られる。其の證據として茲に指摘し得るは次の『社司轉帖』である。

(九)佛國國立圖書館所藏熾煌文書第參參七貳號紙背に次の如き『社司轉帖』あり、此の『社司轉帖』の出されたる社は後に論ずる通り、(一)より(八)までの文書に見ゆる社と少しく内容を異にし、之は義邑・邑會の流を汲める佛教信仰を基として端嚴寺なる寺院に所屬して組織せらるる社ではあるが、その幹事三官の何者なるかを知らむと欲する上に於ては貴重なる史料である。

社司 轉帖

右緣常年建福。一圓人。各粟壹斗。鱸併壹雙。鵬鴿

箭壹具。畫被弓壹張。幸請諸公等。帖至限今

月四日卯時。於端嚴寺門前取齋(一齊)。捉二人後到。罰酒

壹角。全不來。罰酒半瓮。其帖速遞相分付。不得停滯。如滯

帖者。准條科罰。帖周却付本司。用憑告罰。

壬申年十二月廿二日 錄 事

社官宋慈子 社長徐安德 社老康幸保 汜友住 張再昌 杜清奴

羅再寧 王骨子 翟大眼 史流定 張佳子 王山定 孟鴟子 任丑樅

馬平水 汜再昌 吉山定 程順興 吉山定 張尖三 宋友長 友長

汜再昌 安鴟子 梁丞(一延)會

右の文の第二行目上より第十五字目の併字は餅の字であらう。又其の「常年建福」の建福とはこれだけでは不明であるが、後に紹介引用する登録番號第參七參〇號紙背の社の設立趣意書と思はるるものの中に、「春秋二社薦規建福」とあるものにして、此の建福は前に論ずる通り寺院に於ける春秋二季の俗講開催のことであるから此の社は佛寺所屬のものである。之は追々と歳杪に迫り、餘日も一週間ばかりか餘さず、やがて歳除迎春の生活多忙期に入らむとする爲、明年正月上旬に開催せらるべき寺院の俗講に此の社として應分の援助を爲さむとして、歳末迫る十二月廿二日に回章を發して少くとも年内に回覽を了し、各員をして豫め心に準備せしめて、以て翌癸酉年の一月四日を期して一齊に援助の粟・饅餅などを端嚴寺の門前に持ち寄せらしめむと爲したるものと考へられる。歳末迫りて斯く爲せるは、これ全く明年正月上旬の俗講援助の爲なるが故にして、新年に入りて迎春生活に追はるゝ間に直に俗講が開かれて、新年に入りて後の回章を以てしては機を逸して準備が出来難いからである。何となれば中唐晚唐時代毎年恒例の正月の俗講開催は、大體上旬に在ること、我が慈覺大師圓仁の『入唐求法巡禮行記』卷三、開成六年(西紀八四一年・即ち會昌元年)正月九日の條に、九日より俗講の始まりし記載あるに徴證して之を知るべきであるからである。然らば此の『社司轉帖』の「帖至限今月四日卯時」とは「帖至限來月四日卯時」と書すべきものを、回章發行の尙ほ十二月に在るなるを錯覺して、無意識的に「今月四日」と誤記したるものと解せられる。四日は俗講開催初日の一兩日前の日と考へられる。

斯くの如く解釋して此の轉帖の文を判讀すれば其の大意は「恒例により我々の社が俗講を援助するに
より、社員一同より各々粟壹斗、饅餅壹雙、鵬鴿の羽の箭壹具、畫被の弓壹張宛をば醸出して貰ひた
いから、此の回章を廻して通知申し賛成を願ふ次第である。此の回章が到達して承知せられたならば
諸君には何卒來月四日早朝六時を期して便宜上端嚴寺の門前迄持參して取り整へて下さい。期限に遅
れたる者二人だけは、我社の規定により罰酒壹角を課する。若し全然來ない者があつたならば、同様
の方針で罰酒壹瓮を課する。此の回章は速かに各家廻るゝ廻覽せられたい。一家に停滯させてはな
らぬ。若し停滯せしめたる者があらば、規則に據りて處罰せられる筈である。此の回章が社員一同の
家々を周廻したならば速に社の本部へ返却されたい。調査の上、社規に違背する者の起つた場合に處
罰をする證據として保存せなければならぬ。壬申年十二月廿二日 錄事」と謂ふのである。壬申年は
前述の論據よりして恐らくは唐の宣宗の大中六年(西紀八五二年)壬申年か、後梁の太祖の乾化二年(西
紀九一二年)壬申年かの何れかと推察せられる。斯くして此の轉帖は社員二十四名か或は二十五名か
の各家々へ回覽せられた回章なのである。宋友長の下友長は上の宋友長の自署花押か、後より戲に
加筆したるものなるか、或は友長の上に一字を脱したる異姓同名の人なるか、此の點は遽かに明確に
致し難いが、組合人員の數より考ふれば或は友長の上に脱字ありて二十五名より成れる一社團と見る
のが妥當なるかも知れぬ。汜再昌、吉山定の重見は偶然なる同姓同名人の加入存在とも見らるべく、

必ずしも誤記重出と斷ずる譯には行かぬと思ふ。而して此の二十四名或は二十五名の中に幹部たるものが社官の宋愍子と社長の徐安德と社老の康幸福とで、之が所謂三官で、當時存在したる各社には概ね此の社官・社長・社老が存したること推想に難くない。相當の一社邑の役員としては此の三官と事務員且つ書記役たる録事との四人は缺くべからざるものである。獨り(七)の文書の如き婢女の組合にては三官は無かりし様であるが、之は特別の場合と見て宜しく、それでも録事は設けられて居る。

社官の何者であるかは遽かに之を明に致し難いが、社邑の文書にして社官の名の明記せられ而も其の年紀の確實なる史料は、前掲の(五)の景福三年の文書の他に次の如きものが存して居る。

(十)同じく佛國々立圖書館所藏第參壹九貳號の紙背に在る『社司轉帖』がそれである。これも佛寺所屬の社にして、茲に論ずる社邑の史料ではないが、社官の見ゆる史料として貴重である。

社 司 轉 帖

右緣少事商量。幸請諸公等。並限今月々生三日卯時。

於大乘寺門取齋(齋)。取人後到。罰酒半瓮。其帖火急速

弟相分付。不得亭滯帖。如滯帖者。罰麥三升。帖周

滯擇集便

大中十二年四月一日 社官李明振 緣事左贊

第四行目の第一字の弟は遶で遶の代りに使用せるもの、第四行目の第七字目の亭は停である。五行目の上より第一第二の字は遶には判讀致し難い。最後の縁事は勿論録事であらう。右の回章の大意は「我々の社團で少しく相謀りたき事起りたるに縁り、團員諸君には何卒本月三日朝六時に大乘寺の門で御揃ひ下さい。時刻に遅れたる者には規約に基いて罰酒半盞を課する。此の帖は急いで廻されたく、留め置いてはならぬ。若し懈怠して留め置く者あらばこれ亦規約に基き罰として其者に麥三升を課する。回章が全社員の家々に周ねく廻されたる後は本部へ返却せられたい」と謂ふ意で、普通は録事の名を以て發行するものが、これは社官の李明振^{てん}まで署名して責任の所在を示してあるから、蓋し此の社にとりては重要な相談事たりしに相違なからう。其の回覽火急を要したことも轉帖發行日をも加へて僅に二日間しか餘裕の無い爲である。而して明確なる年紀は唐の宣宗の大中十二年(西紀八五八年)とあるのであるから、社に社官なる役・名の一般に設置・流行せられ居りたる時代を考ふる上に於ては、その参考史料として實に貴重なる『社司轉帖』なりと謂はなければならぬ。録事左贊の下部左寄の一字は他の類例より推定して帖の字ならむこと殆ど疑を容れぬ。

私の閱覽したる英佛兩國所藏總計六十四種の『社司轉帖』『投社願書』などは概ね某月某日と月日を記し、或は申年某月などと記すを普通として、幹枝紀年を以てするもの既に甚だ尠なく、矧んや元號年紀の明記あるものは殊に稀にして後に指摘する通り僅に四種あるに過ぎぬ。今幹枝紀年及び元號年

紀の明記あるものを合算しても、佛國所藏六十種の中に十七種を算するのみである。即ち佛國第參〇參七號のものに庚寅年正月三日、同第參〇七〇號紙背のものに乾寧三年四食潤二月、同第參壹四五號のものに戊子年潤五月、同第參壹九貳號紙背のものに大中十二年四月一日、同第參貳八六號紙背のものに己卯年二月十日、同第參參五〇號紙背のものに己巳年二月六日、同第參參七貳號紙背のものに壬申年十二月廿二日、同第參參九壹號紙背のものに丁酉年正月、同第參六參六號紙背のものに丁酉年五月廿五日、同第參六六六號紙背二種の中の第二種のものに文徳元年十二月十八日、同第參六九貳號紙背のものに壬午年十一月二日、同第參七〇七號のものに戊午年四月廿四日、同第參九八九號のものに景福三年甲寅歲五月十日、同第四六九〇號の第壹種のものに戊午年六月十八日、同第五五貳九號の第七種のものに己卯八月廿四日、同第五五貳九號の第拾壹種のものに戊子年七月、同號第貳拾七種のものに壬申年六月廿四日とあるものそれである。而して右拾七種の中、元號紀年の明確なるものは實に唐の宣宗の大中年間(西紀八五八年)四月一日・唐の僖宗の文徳元年(西紀八八八年)十二月十八日・唐の昭宗の景福三年(西紀八九四年)甲寅歲五月十日、同じく昭宗の乾寧三年(西紀八九六年)四食潤二月の四種なのである。

然らば此等六十種の『社司轉帖』は大體唐の宣宗の大中年間(西紀八四七―八五九年)より懿宗の咸通年間(西紀八六〇―八七三年)、僖宗の乾符・廣明・中和・光啓・文徳年間(西紀八七四―八八八年)、

昭宗の龍紀・大順・景福・乾寧・光化・天復年間(西紀八八九—九〇三年)を中心とする大凡六十年間に於ける根本史料である譯である。私は前に佛國第參壹四五號の戊子年潤五月を懿宗の咸通九年(西紀八六八年)に、佛國第參〇參七號の庚寅年正月三日を懿宗の咸通十一年(西紀八七〇年)に、佛國第參參九壹號紙背の丁酉年正月及び同第參六參六號紙背の丁酉年五月廿五日を何れも僖宗の乾符四年(西紀八七七年)に、佛國第參貳八六號紙背の己卯年二月十日を宣宗の大中十三年(西紀八五九年)若しくは後梁の末帝の貞明五年(西紀九一九年)に、それ〴〵擬定したるが、更に此の他の佛國第參參五〇號紙背の己巳年二月六日は宣宗の大中三年(西紀八四九年)か後梁の太祖の開平三年(西紀九〇九年)かに、同第參參七貳號紙背の壬申年十二月廿二日は宣宗の大中六年(西紀八五二年)か後梁の太祖の乾化二年(西紀九一二年)かに、同第參六九貳號紙背の壬午年十一月二日は懿宗の咸通三年(西紀八六二年)に、同第參七〇七號の戊午年四月廿四日は文宗の開成三年(西紀八三八年)か昭宗の光化元年(西紀八九八年)かに、それ〴〵擬定すべく、此等の六十餘種の社文書は大概中唐・晚唐時代のものたることを推知し得られ、従つて社團に於ける役員として社官・社長・社老なる名稱の存在流行は、中唐・晚唐時代に於ける普通の世俗たりしことを知り得るのみならず、佛教信仰に基かざる社邑、即ち俗人のみの組織して組合員相互扶助と親睦とを目的とする經濟的社交的意義の社團の中唐・晚唐時代に遍ねく設立存在したることをも確認し得る筈である。

唐の文宗の開成二年（西曆八三七年）の進士及第者で、晚唐の詩人として著名なる李商隱の『李義山雜纂』の「不相稱」の條は「似つかはしからぬもの」或は「相應せぬもの」を列擧したる條であるが、其中に「社長乘涼轎」なるものを擧げて居る。李商隱の生存時代より見て、此の社長は私が茲で問題とせる社長に相違なからうと思ふ。然らば涼轎に乗れる社長が何故に似つかはしからぬのであらう歟。苟くも一社團の長たる以上は才智は少くとも社人と同等以上の人の様に考へられ、社人等と遠行でも爲したる際に社人等の歩行せるに對して社長たる者が涼轎に乗じて何の不可思議があらう歟。然るに之が似つかはしからざるのである。『李義山雜纂』の右の條には「社長乘涼轎」と併せて不相稱者八項目を列擧してあるが、之を通覽すると、如何にも似つかはしくないもののみである。例せば「瘦人相撲」、「肥大新婦」、「屠家念經」の如き實に然りと謂ふべきで「先生不識字」などは門人の質問せる姿も彷彿せられて失笑を禁じ得ないものである。「窮波斯」、「老翁入娼宇」も亦同様であるが、「社長乘涼轎」が「屠家念經」、「先生不識字」と同様に晚唐時代には似つかはしからず、噴飯に堪へざることであつたのである。然らば所謂社長は長とは謂ひながら、然かく立派なる役柄には非ざりしに相違ない。

明の丘濬の『大學衍義補』卷十八、治國平天下之要の條、固邦本の項、擇民之長の欄に據るに、

唐之里正。坊正。宋之保長。耆長之任也。我朝稽古定制。於天下州縣。每百一十戶爲一里。十戶

爲一甲。每甲有長。在城謂之坊長。或謂之廂長。在外謂之里長。或謂之社長。保長十年而一役之。

役周而更造其籍。事力有消長。則遞升降之。又於每里。推一年老有德者爲老人。

とある。明代の社長は村郊の十戸の甲長である。我が伊藤東涯が『名物六帖』人品箋第二、閭里正長の條にて社長に和訓を施してシャウヤ(庄屋)と爲し、廂長にマチトシヨリ(町年寄)と訓したるは當に然りであるが、我が庄屋とか、町年寄に當るべき役柄を爲す社長なるものが唐代に有りしや否やは大なる疑問であると思ふ。唐の杜佑の『通典』卷三、食貨三、鄉黨の條に引かれて開元二十五年の『戶令』の文と目せらるる『唐令』に此の種の地方下級官吏を記して、

大唐令。諸戶以百戶爲里。五里爲鄉。四家爲鄰。五家爲保。每里置里正一人。……在邑居者爲坊。別置正一人……在田野者爲村。別置村正一人。其村滿百家增置一人。掌同坊正。其村居如滿十家者。隸入大村。不須別置村正。

とあれば、唐の開元頃、都邑内にては坊正、田野村落にては村正と稱したるものにして、これ何れも我が徳川時代の町年寄、庄屋の役柄に當るが、『唐令』の上に於ては我が町年寄や庄屋に當るべき役柄を擔任したる社長なる官職の唐代に設置せられしことを發見することが出來ぬ。明代に於ける坊長・廂長・里長・社長・唐代に於ける里正・坊正・村正等は正しく地方行政の一下級官吏にして、之を我が町年寄や庄屋に該當せしめるのは妥當であるが、中唐晚唐時代の『社司轉帖』に習見する社長に、明代に於ける社長の實質を拉し來りて「シャウヤ」の和訓を加へることは研究方法としても誤つて居る

し、之は全然解釋を爲さぬ譯である。私は前に掲げたる燉煌發見の諸史料によりて社長とは私設の親睦社團の幹部の一人にして、謂はゞ社の世話人の一人にして、世間的貫祿、社會的地位に於て社員と何等の懸隔もなく、(五)に掲げたる衆請社長翟文慶の實例もある如く、社員相互推薦によりて世話人に推されたるもので、社長とは謂ひながらも何等の權力もなく、自ら社員の先頭となりて社員の爲に力を盡さざるべからざる職務にありし者、自然社員の遠行等の場合、自ら獨り涼轎に乗じて、社團の人々を歩行せしむるが如きは職責上の本末顛倒で、其の爲に「社長乘涼轎」が似つかはしからざりしものであらうかと考察せられ得ると思ふ。『辭源』に社長を以て一社之長也とし李義山の此の語を例示せるは、後代の意義を以て古の名辭を解せるものにして、言語の時代的意義を無視したる謬見である。

社官は官の字あるより見れば地方行政廳の一官吏の如くに見ゆるが、必しも然るものと考ふる必要はなからうと思ふ。勿論支那の官の字は奴隸の意に出で、朝廷に使用せらるる奴隸より轉じて朝廷に仕ふる臣僚の意となり、官と謂へば朝廷に關係するが原則ではあるが、時代によりて文字の内容に輕重變遷のあるは古今東西一軌に屬し、此の官の字の如きも少くとも中唐晚唐の頃には、然かく莊嚴なるものではなかつたのではあるまい歟。例せば中唐、晚唐時代の侍官の如き、本來は番上して宮禁を守護する近衛兵なれば、名譽なる官であり、尊敬せらるべき職たるに相違ないが、武人の賤しめられたる中唐時代的一般人は、侍官と謂へば賤しむべき職務と觀て居り、茲に於ては官の字の意は決して尊

敬せらるべき内容を有して居らぬ。斯くの如き趨勢より略れば社官に官の字ありとて嚴肅なる地方行政官を想像する要も無く、猶ほ「役柄」程の輕き意にして、社官とは社團の事務を擔任する役目の意に過ぎぬであらう。私は前掲したる佛國第參七貳號紙背の『社司轉帖』の文に見ゆる「建福」をば寺院に於ける春か秋かの俗講開催と解釋したるが、佛國第參七參〇號の社設立趣意書に「春秋二社庶規建福」とあるより見れば、春秋二社の祭祀の宴集習慣と、寺院を中心とする俗講援助を目的とする佛敎信仰に基づく社とが一致せるものもありしことを知り得る。春秋二社の祭祀は一面に於ては民間古來の習俗なると同時に一面に於ては歷朝政府も之が風教維持、報本的美俗として獎勵し、唐代にても然りしことは前掲の『全唐文』卷三所載の唐の高祖の『立社詔』や同卷三十三所載の玄宗の『飭敬祀社稷詔』に依りて明瞭で、即ち後者にては「至如百姓私社。宜與官社同日致祭」とある。然れば春秋二社の社の祭祀を行ふ際の民間の主唱者、世話係は、一面に於て村郷の有志總代にして、社團の幹部の一人であり、一面に於ては政府の命にて祭祀すべき春秋二社の社祭の祭主で、官民の間に介在せる地位に在る。政府より見れば祭社の地方官で、民間より見れば社團の幹事で、半官半民の事務者であるから、私は官の字の意味の下落せる當時の實情と互審して、社官が社團の事務の周旋統率を爲す代表者の人の意ならむと解せむとする者である。つまり社官は春秋二社の祭日の日のみの臨時地方官であり、平日の村の親睦組合の幹事總代なのであると思ふ。つまり社の幹部で、社長と相擇ばぬ役柄であると思はれる。

社老も亦社團の相談役ぐらゐの役目で、これも幹部の一人である。而して社官、社長、社老の三者の社團内に於ける地位は大同小異ではあるが、前掲の(九)なる佛國第參參七貳號紙背の『社司轉帖』に見ゆる宛名の連名の順序より觀れば、先づ社官宋聰子を第一位に置き、次に社長徐安徳を置き、第三位に社老康辛保を置き、第四位に社人一同を同列に列擧しあり、(八)なるスタイン氏將來文書第五八壹參號『社司轉帖』も社官を第一位、社長を第二位に列擧しあるなれば之にては社長は社老よりは上位、社官よりは下位であり、先づ社官見習或は副社官とも謂ふべきものの如く考察せられるが、(五)なる佛國第參九八九號の『合社立條文書』より觀れば、組合員の推薦に係る衆請社長翟文慶を第一位に、衆請社官梁海潤を第二位に、請錄事汜彥宗を第三位に、梁加進その他の社人一同を第四位にそれ〴〵位置せしめあり、また後に(寅)にて紹介すべき佛國第五五貳九號の第六種なる『沈家納贈目錄』にも閤社長を筆頭に置いて資社官を第二位に、鄧都衙・帳錄事・鄧縣令・索押衙・少陰押衙・陰押衙・米押衙・齊法律・鄧兵馬使・鄧南山・楊殘奴・李願仝の各社人を第三位に列擧して記載しあり、また後に(卯)に紹介すべき佛國第五五貳九號の第七種なる『袁僧宅弟亡納贈歷』にも趙社長、何社官の順序に記載しあるなどより觀れば、之にては社長は社官の上位に在ることとなる。要するに社官と社長との地位賈祿には大なる懸隔の無いことが知れる。而して社老は(九)なる佛國第參參七貳號紙背の『社司轉帖』にては第三位に在るが、其の老と稱せる點より考察すれば、嘗て社官或は社長の職掌を務めて退き、社

の事務に習熟せる者の意なるべく、先づ退隱社官・退隱社長今少しく妥當に謂はば前社官・前社長とでも謂ふべきもので、社の顧問役、相談役であるかと想はれる。

然らば社官・社長・社老なる社の所謂三官は要するに社の幹部の人々・總代の人々にして、普通の些事の處理には社の組合員全體の意向を代表し、且つ場合によりては社員全體の意向を誘導歸一せしむる者でもある。完全なる組織の社は此の三官と録事と社人とより成るのである。然れば新に入社を希望する者が、其の入社願書の文面に於て三官を以て其の社の代表者、首腦者と目して、前掲の(三)なる佛國第參貳壹六號紙背の『投社人何清々狀』に於て「伏望三官祿(録)事。與賜以名。伏請處分」とあり、同第參貳六六號紙背の『投社人董延進狀』に「伏望三官。乞似(以)數(收)名入案。於條□聖追逐。不敢不身。伏請處分」とあり、(四)なる佛國第四六五壹號の『投社人張願興・王祐通牒文』に「伏乞三官收名入案。合有入社格禮。續便排俗。特賜處分」と見ゆるが如く、三官の人々に對して、入社希望者が自己の入社資格の有無如何・入社に適不適如何をば審査考定せられむことを請ひ、資格あり適當なりと認めらるれば入社を許容せられむことを謂へる、並に(五)の佛國第參九八九號『景福三年合社文書』に規約の一條として「如有醉亂拔拳。充突三官及衆社。臨事重有決罰」とありて社人の醉に乗じての亂暴行爲を禁止する條目に、先づ三官を擧げて之に反抗的言動を爲さざることを規定し居れるが如きこと、何れも三官の任務を右の如く解釋すれば、當に然るべきことであると思はれる。